

議題 1

平成26年3月10日
教育委員会育成課

広島市青少年問題協議会条例の改正について（報告）

1 改正の理由

地方青少年問題協議会法の改正に伴い、青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の会長の委嘱の基準を定める等所要の改正をしようとするものである。

地方青少年問題協議会法の改正内容（平成26年4月1日施行）

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (組織) <p>第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干名で組織する。</p> <p>2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。</p> <p>3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。</p> | (組織) <p>第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干名で組織する。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> |

2 改正の内容

- (1) 協議会の会長は、関係団体に属する者及び学識経験者のうちから市長が委嘱することとする。
- (2) 協議会の委員を委嘱する基準を、次のように改める。

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| 次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。 ア 市議会議員 イ 関係行政機関の職員 ウ 学識経験者 | 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 ア 関係団体に属する者 イ 関係行政機関の職員 ウ 学識経験者 エ その他市長が必要と認める者 |

- (3) 協議会の委員の定数を、35人以内から19人以内に改める。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成26年4月1日（予定）

《根拠法令》

地方青少年問題協議会法

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

法改正の背景

地域主権改革に伴い、国の義務付け・枠付け等を見直す検討が進められる中で、地方から、地方青少年問題協議会の組織に係る要件（会長及び委員の要件）の撤廃を求める提案がなされた。

これを受け、地方青少年問題協議会法の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）が平成25年6月14日に公布され、地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件を定める規定が廃止されることとなった。（平成26年4月1日施行）

全国市長会からの提案内容（平成24年7月24日）

地方青少年問題協議会における協議内容は地方によって異なるため、委員の選出を法律により規定してしまうと、会長に学識経験者を充てることなど、それぞれの課題に応じた委員構成を探ることができない。地方青少年問題協議会の組織に係る要件（会長及び委員の要件）を撤廃することで、柔軟な組織運営が可能となり、附属機関としての役割を効果的に達成することが可能となる。

広島市青少年問題協議会条例案 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| (趣旨) 第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、青少年問題協議会に関する必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 (現行に同じ。) |
| (設置) 第2条 法第1条の規定に基づき、広島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。 | (設置) 第2条 (現行に同じ。) |
| (所掌事務及び意見の具申) 第3条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の適正な実施を期するために必要な関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整を図ること。 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長、関係行政機関及び関係団体に対し意見を述べることができる。 | (所掌事務及び意見の具申) 第3条 (現行に同じ。) |
| (組織) 第4条 協議会は、会長及び <u>35人</u> 以内の委員をもつて組織する。 2 会長は、 <u>法第3条第2項の規定により、市長がこれに当たる。</u> 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が命じ、または委嘱する。 (1) <u>市議会の議員</u> (2) <u>関係行政機関の職員</u> (3) <u>学識経験者</u> 4 委員の任期は2年とする。ただし、その職に基いて任命された委員の任期は、当該職に在る期間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | (組織) 第4条 協議会は、会長及び <u>19人</u> 以内の委員をもつて組織する。 2 会長は、 <u>第5項第1号又は第3号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> 3 会長の任期は、 <u>2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。</u> 4 会長は、再任されることができる。 5 委員は、次 <u>(削る。)</u> に掲げる者のうちから市長が <u>(削る。)</u> 委嘱する。 (1) <u>関係団体に属する者</u> (2) <u>関係行政機関の職員</u> (3) <u>学識経験者</u> (4) <u>その他市長が必要と認める者</u> 6 委員の任期は2年とする。ただし、 <u>(削る。)</u> <u>、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 7 委員は、再任されることができる。 |

広島市青少年問題協議会条例案 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| (会長及び副会長) 第5条 協議会に、会長のほか、委員の互選により副会長1人を置く。 2 会長は、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 | (会長及び副会長) 第5条 (現行に同じ。) |
| (専門委員) 第6条 協議会に、必要があるときは、専門委員を置く。 2 専門委員は、会長の命を受け、青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する専門の事項を調査研究する。 | (専門委員) 第6条 (現行に同じ。) 2 専門委員は、市長が委嘱する。 3 専門委員は、会長の命を受け、青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する専門の事項を調査研究する。 |
| (会議) 第7条 協議会は、会長が招集する。 2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。 | (会議) 第7条 (現行に同じ。) |
| (部会) 第8条 協議会に、その事務を分掌させるため、必要があるときは、部会を置く。 2 部会は、会長が指名する委員若干人で構成する。 3 部会に部会長を置き、部会所属の委員の互選によつてこれを定める。 | (部会) 第8条 (現行に同じ。) |
| (幹事) 第9条 協議会に、幹事若干人を置く。 —。 2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、市長が命じ、または委嘱する。 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 | (幹事) 第9条 協議会に、幹事若干人を置くことができる。 2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、市長が(削る。)委嘱する。 3 (現行に同じ。) |
| (委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 | (委任) 第10条 (現行に同じ。) |

地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日
法律第83号

(設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

※法改正により下線部が削除される。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)